

小美玉市告示第 2 3 6 号

市民農園整備促進法第 4 条第 5 項において準用する同条第 3 項及び市民農園整備促進法の運用について第 3 の 8 において準用する同運用について第 3 の 5 の規定に基づき、小美玉市市民農園区域を変更したので、ここに告示する。

令和 8 年 9 月 1 6 日

小美玉市長 島田 幸三

市民農園区域指定調書（変更）

(部室地区)

1 市民農園区域の変更の理由

平成7年に「小美玉市美野里シビック・ガーデン」として開園して以来、これまで都市と農園の交流を行い地域農業の振興を図ってきた。また、コロナ禍以降、外出制限や密集回避の意識から、屋外でできる活動や家族で過ごす時間が増えるなど、人々の生活様式が大きく変化し、子どもの食育や自然に対する意識が高まり、「農業体験」が再注目されつつある。

今回、市民農園の区域や資金計画を見直し、運営を効率化することで、将来にわたって利用可能な市民農園として、さらに多様な利用者を呼び込むことにより、時代に即した農業振興を図る。

2 市民農園区域の概要

①市民農園区域	地 目	田	畑	小 計	採草放牧地	山 林	宅 地	その他	計
	面 積		21,052	21,052				5,972	27,024 m ²
	所 在	小美玉市大字部室字薄廣 1151 番 7 外 10 筆 （内訳別紙のとおり）							
②普通収穫高	主たる作目（ 露地野菜 ） 10a 当り 100 kg								
③位 置	小美玉市役所から西へ 2.3km の市中心部に位置する。（位置図参照）								

④土地利用計画	農 振 計 画	農振地域 (内 ・ 外) 農用地区域 (内 ・ 外) (農用地区域面積 21,052 m ²)					
	都 市 計 画	都市計画区域内					
⑤農業公共投資	事 業 名	地 区 名	事 業 主 体	施 行 期 間	施 行 面 積	関 係 面 積	土地改良財産
	なし						

3 指定要件の概要（市民農園整備促進法第4条第1項各号）

① 第 1 号	当地区は、一団の農地の一部を利用するものであり、農用地利用形態への影響はない。
② 第 2 号	当地区は、周辺農用地の利用には、支障をきたさない。
③ 第 3 号	当地区は、市中心部に位置し、しかも人通りの多い恵まれた立地条件にあるため、相当数の利用者が見込まれる。

4 市民農園の整備促進のための推進体制

令和8年度に推進事業、整備事業を行い、管理運営を行う。

決定年月日	令和	年	月	日
同意年月日	令和	年	月	日
指定年月日	令和	年	月	日
公表年月日	令和	年	月	日

5 その他参考となる事項

別 紙

市民農園区域指定土地一覧

小美玉市

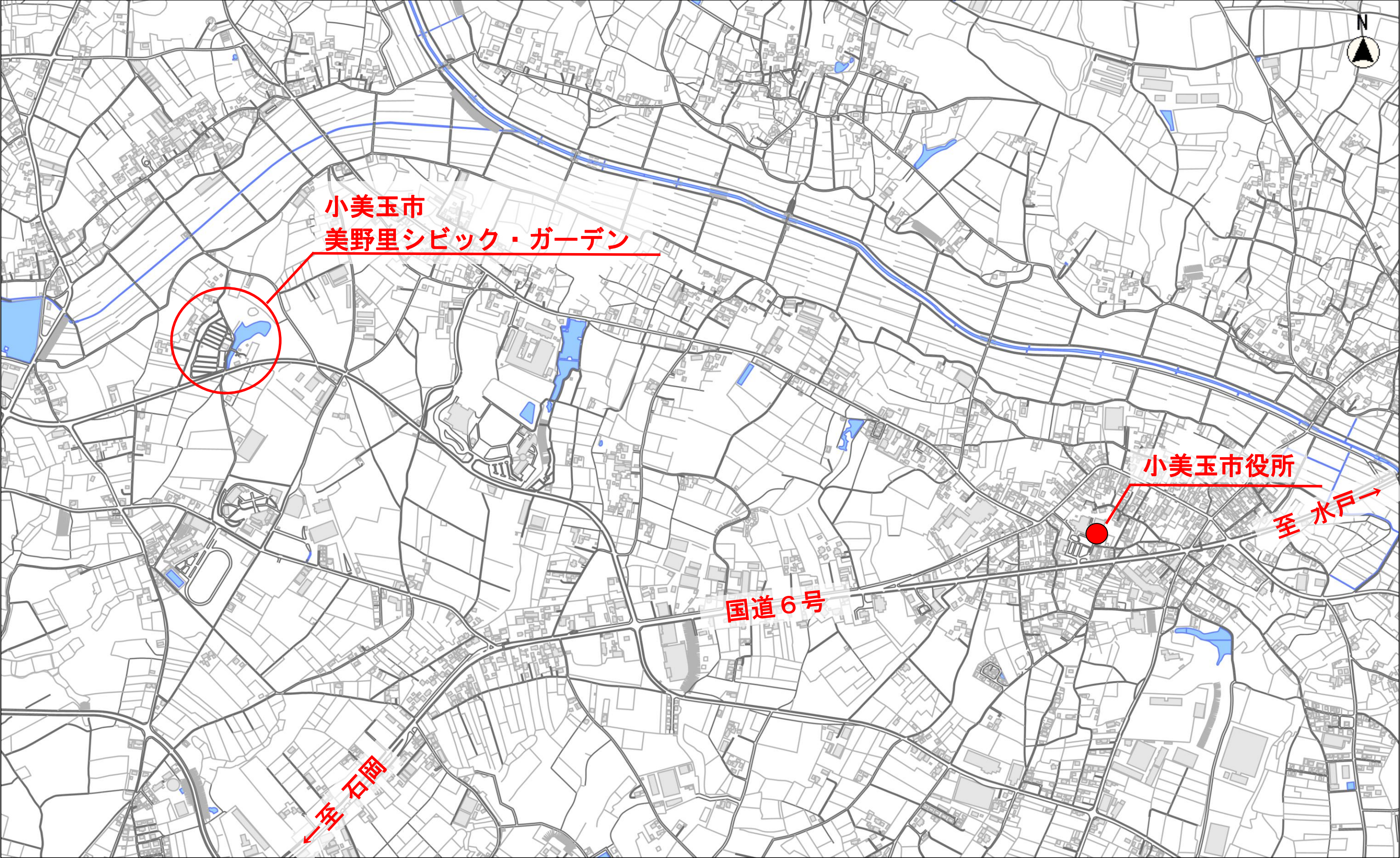
(部室地区)

土地の表示

土 地 の 所 在	地 番	地 目		面 積 m ²	備 考
		登 記 簿	現 況		
大字部室薄広	1039	池沼	池沼	5,972	10,465 m ² の一部
大字部室薄広	1151-7	畑	畑	2,025	
大字部室薄広	1151-10	畑	畑	2,573	
大字部室薄広	1151-17	畑	畑	105	
大字部室薄広	1152-3	畑	畑	4,372	
大字部室薄広	1152-5	畑	畑	619	
大字部室薄広	1152-6	畑	畑	2,569	
大字部室薄広	1152-8	畑	畑	1,963	
大字部室薄広	1152-34	畑	畑	2,069	
大字部室薄広	1152-58	畑	畑	790	
大字部室薄広	1152-65	畑	畑	3,967	
合 計	11 筆	27,024 m ²			

別図 市民農園区域及び付近の状況を示す図面

3-1.位置図



3-2.市民農園区域及び付近の状況を示す図面（緑線…変更後、赤線…変更前）

